

令和5年度国立大学法人等施設整備の概算要求事業の選定の考え方

令和4年8月10日

国立大学法人等施設整備に関する検討会

令和5年度の概算要求事業については、「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」（令和3年3月31日文部科学大臣決定、以下「5か年計画」という）を踏まえ、国立大学法人等の施設整備を計画的かつ重点的に推進するため、「令和5年度国立大学法人等施設整備の方向性」（令和4年5月23日）に基づき、以下1及び2の考え方に基づいて行った評価において総合評価Sとなった事業を基本として選定する。

なお、具体的な概算要求事業については、本検討会での審議を踏まえ、文部科学省において、政府における概算要求の具体的な方針、予算の状況等を勘案しつつ決定する。

1. 一般事業の評価の考え方

安全・安心な教育研究環境基盤の整備、機能強化等への対応、カーボンニュートラルに向けた取組及び施設マネジメントの視点からの事業ごとの評価に、多様な財源による整備状況、適正な事業執行等に関する法人ごとの評価を加味した総合評価とする。特に、大学等が目指すキャンパス全体のイノベーション・コモンズ化や地方創生等に施設面から資するものであると認められる事業、教育研究の活動である「ソフト」とその活動の場となる施設等の「ハード」を一体として検討している事業、保有する建物の総面積の抑制を図りつつ既存施設を最大限活用していると認められる事業、経年・事故歴等の観点からより緊急性が高いと考えられる事業、過年度に実施済みの事業に続けて実施すべきと考えられる事業、附属病院事業と一体的に実施することが効率的と考えられる事業を評価する。

これに加え、PFI事業については、一定以上のVFMの発現や財政面の創意工夫等が認められる事業を評価する。

2. 附属病院事業の評価の考え方

一般事業の評価の考え方に加え、先端医療・地域医療等に対応した教育・研究・診療機能と経営基盤の強化に資する取組であり、再開発整備計画や地域医療ニーズ等を踏まえている事業を評価する。併せて、新たな感染症や災害等の不測の事態が発生した場合においても医療活動を継続するために必要な事業を評価する。